

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科保健指導及び歯科診療補助に係る授業の充実を図るため、保健指導学及び歯科診療補助論の単位数を改めるとともに、休学できる期間の上限を定める。

2 規則の概要

(1) 卒業までに修得する単位数を次のように変更する。

教育内容		改正後		改正前	
		総単位数	うち第2学年の単位数	総単位数	うち第2学年の単位数
歯科保健指導論	保健指導学	7	2	6	1
歯科診療補助論	歯科診療補助論	16	11	15	10
上記以外		98	32	98	32
合計		121	45	119	43

(2) 休学の期間は、通算して3年以内とする。

(3) 除籍することができる場合として次のものを加える。

ア 休学の期間が経過しても復学できないとき。

イ 入学した日から6年（休学の期間を除く。）を経過したとき。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。